

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その五) (総合企画部総務課) 六三
- 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正 (総合企画部総務課) 六九
- 有害興行の指定 (生活文化・青少年室) 七〇
- 肥料の登録の有効期間の更新 (道産食品安全室) 七〇
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 七〇
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 七一
- 障子柱画の窓画の紫の濃縮 (都市計画課) 七一
- 公 表 (人事課) 七二
- 知事表彰の受賞者 (法制文書課) 七五
- 公印の改刻

(総合企画部所管分 その5)

告 示

示

北海道告示第1647号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年10月15日

北海道知事 堀 達 也

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 生活交通路線維持対策事業 地域の生活交通として必要な地方バス路線の維持・確保を図るため、その運行に要する経費等について、予算の範囲内で補助する。	北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱(平成14年9月30	生活交通要綱第7条に規定する額。ただし、生活交通要綱第8条に規定する額を限度とする。	10分の10以内	1 生活交通要綱第1条に規定する補助対象期間に係る		提出部数 正副5部(添付書類は、各4部)	申請書の様式は、総企第24号様式による。
(1) 生活交通路線維持事業	北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱(平成14年9月30	生活交通要綱第7条に規定する額。ただし、生活交通要綱第8条に規定する額を限度とする。	10分の10以内	1 生活交通要綱第1条に規定する補助対象期間に係る		提出部数 正副5部(添付書類は、各4部)	申請書の様式は、総企第24号様式による。

	日付け交企第215号。以下「生活交通要綱」という。)第4条の規定に該当する者			営業報告書 2 運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表(様式について、別に指示する。以下同じ。) 3 運行系統図 4 経常収益算定表 5 運賃表			
(2) 生活交通路線車両購入事業	生活交通要綱第15条の規定に該当する者	生活交通要綱第17条に規定する補助対象車両の購入に要する経費。ただし、生活交通要綱第18条に規定する額を限度とする。	10分の10以内	1 生活交通要綱第1条に規定する補助対象期間に係る営業報告書(平成14年度において生活交通路線維持事業に係る補助金の交付申請を行った者にあつては、提出を要しない。) 2 被代替車両の走行状況調べ(様式について、別に指示する。以下同じ。)	1 車両購入契約書の写し 2 購入車両の写真(車両の前面及び側面から撮影した手札判のもの。以下同じ。) 3 自動車検査証の写し 4 領収書の写し	提出部数 正副5部(添付書類は、各4部)	1 申請書の様式は、総企第25号様式による。 2 補助対象事業の完了期限は、平成15年2月20日とする。 3 当該補助事業が完了したときはその完了後20日以内に実績報告書を提出すること(当該補助事業が当該補助の交付申請を行う日の20日以前に完了している場合は、当該申請書と同時に提出

						提出部数 正副5部 (添付書類は、各4部)	すること。) 4 実績報告書の様式は総企第26号様式による。 5 実績報告書の提出部数は、正副5部とし、添付書類の提出部数は各4部とする。
(3) 特別指定生活路線運行事業	生活交通要綱第28条の規定に該当する者	生活交通要綱第30条に規定する額。ただし、生活交通要綱第31条に規定する額を限度とする。	10分の10以内 (ただし、補助対象事業者が、乗合バス事業者又は貸切バス事業者の場合にあっては、補助対象経費の4分の3以内)	1 生活交通要綱第27条に規定する補助対象期間に係る営業報告書 2 運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定及び特別指定生活路線表(様式については、別に指示する。) 3 運行系統図 4 運賃表	運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定及び特別指定生活路線表(様式については、別に指示する。)		1 申請書の様式は、総企第27号様式による。 2 当該補助事業が完了したときは平成15年4月5日までに実績報告書を提出すること。 3 実績報告書の様式は総企第28号様式による。 4 実績報告書の提出部数は、正副5部とし、添付書類の提出部数は各4部とする。

(4) 特別指定生活路線車両 購入事業	生活交通要綱第39 条の規定に該当す る者	生活交通要綱第41条第1項に規定する 補助対象車両の購入に要する経費。ただ し、生活交通要綱第41条第2項に規定す る額を限度とする。	10分の10以内 (ただし、補助 対象事業者が、 乗合バス事業者 又は貸切バス事 業者の場合にあ っては、補助対 象車両費の4分 の3以内)	生活交通要綱 第27条に規定す る補助対象期間 に係る営業報告 書 (平成14年度に おいて特別指定 生活路線運行事 業に係る補助金 の交付申請を行 った者において は、提出を要し ない。)	1 車両購入契 約書の写し 2 購入車両の 写真 3 自動車検査 証の写し 4 領収書の写 し	提出部数 正副5部 (添付書 類は、各 4部)	1 申請書の 様式は、総 企第29号様 式による。 2 補助対象 事業の完了 期限は、平 成15年2月 20日とする。 3 当該補助 事業が完了 したときは その完了後 20日以内に 実績報告書 を提出する こと(当該 補助事業が 当該補助の 交付申請を 行う日の20 日以前に完 了している 場合は、当 該申請書と 同時に提出 すること。) 4 実績報告 書の様式は 総企第30号 様式による。 5 実績報告 書の提出部 数は、正副 5部とし、 添付書類の 提出部数は 各4部とす
------------------------	-----------------------------	--	--	---	--	----------------------------------	--

(5) 準生活交通路線維持事業	生活交通要綱第52条の規定に該当する者	生活交通要綱第55条に規定する額。ただし、生活交通要綱第56条に規定する額を限度とする。	生活交通要綱第53条(1)の路線にあっては、2分の1以内。ただし、第53条(1)のただし書きの路線にあっては、3分の1以内 生活交通要綱第53条(2)の路線にあっては、3分の1以内	1 生活交通要綱第51条に規定する補助対象期間に係る営業報告書（平成14年度において生活交通路線維持事業に係る補助金の交付申請を行った者に対しては、提出を要しない。） 2 運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表 3 運行系統図 4 経常収益算定表 5 運賃表	1 車両購入契約書の写し 2 購入車両の写真 3 自動車検査証の写し 4 領収書の写し	提出部数 1部	申請書の様式は、総企第31号様式による。
(6) 準生活交通路線車両購入事業	生活交通要綱第63条の規定に該当する者	生活交通要綱第65条第1項に規定する補助対象車両の購入に要する経費。ただし、生活交通要綱第65条第2項に規定する額を限度とする。	生活交通要綱第64条第2項(1)の車両にあっては、2分の1以内。ただし、第64条第2項(1)のただし書きの車両にあっては、3分の1以内 生活交通要綱第64条第2項(2)の車両にあっては、3分の1以内	1 生活交通要綱第51条に規定する補助対象期間に係る営業報告書（平成14年度において準生活交通路線維持事業に係る補助金の交付申請を行った者に対しては、提出を要しない。）	1 車両購入契約書の写し 2 購入車両の写真 3 自動車検査証の写し 4 領収書の写し	提出部数 1部	1 申請書の様式は、総企第32号様式による。 2 補助対象事業の完了期限は、平成15年2月20日とする。 3 当該補助事業が完了したときは、その完了後20日以内に

平成十四年十月十五日

火 曜 日

					実績報告書 を提出する こと（当該 補助事業が 当該補助の 交付申請を 行う日の20 日以前に完 了している 場合は、当 該申請書と 同時に提出 すること。） 4 実績報告 書の様式は 総企第33号 様式による。
	2 被代替車両 の走行状況調 べ		提出部数 1 部		申請書の様 式は、市町村 の場合にあつ ては総企第34 号様式、貸切 バス事業者にあつては総企 第35号様式に よる。
	10分の1以内	生活交通要綱第78条に規定する額			
	生活交通要綱第76 条の規定に該当す る者				
(7) 市町村生活バス路線運 行事業					

				5 損益計算書 6 実車走行キロ算定表 7 運賃表			
(8) 市町村生活バス車両購入事業	生活交通要綱第76条の規定に該当する者	生活交通要綱第83条第1項に規定する補助対象車両の購入に要する経費。ただし、生活交通要綱第83条第2項に規定する額を限度とする。	10分の1以内	1 共通第20号様式 2 地図（平成13年度において市町村生活バス路線運行事業に係る補助金の交付申請を行った者にあつては、提出を要しない。） 3 乗合旅客運送の許可書の写し又は有償運送の許可書の写し	1 共通第31号様式 2 車両の購入契約書の写し 3 購入車両の写真 4 自動車検査証の写し 5 領収書の写し	提出部数 1部	1 申請書の様式は、総企第36号様式による。 （当該補助事業が当該補助の交付申請を行う日の20日以前に完了している場合は、当該申請書と同時に提出すること。） 2 実績報告書の様式は総企第37号様式による。

北海道告示第1648号

昭和49年北海道告示第804号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年10月15日

北海道知事 堀 達 也

総企第4号様式を次のように改める。

総企第4号様式 削除

総企第8号様式を次のように改める。

総企第8号様式 削除

総企第24号様式末尾欄外の注の9の事項中「をいう。」を「をいい、当該補助プロジェクト内区間（系統キ口程 ☒ - 補助プロジェクト外乗入部分のキ口程 ☐ - 同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキ口程 ☐ ）に係るキ口程を記載すること。」に改める。

5 損益計算書 6 実車走行キ口算定表 7 運賃表	1 共通第31号様式 2 車両の購入契約書の写し 3 購入車両の写真 4 自動車検査証の写し 5 領収書の写し	提出部数 1部	1 申請書の様式は、総企第36号様式による。 （当該補助事業が当該補助の交付申請を行う日の20日以前に完了している場合は、当該申請書と同時に提出すること。） 2 実績報告書の様式は総企第37号様式による。
---------------------------------	---	---------	--

総企第27号様式中

「補助対象期間
（国庫補助金交付要綱第19条8で定める期間）
の損益状況」

「補助対象期間
の損益状況
（平成13年10月から平成14年9月までの期間）」

に改め、同様式末尾

欄外の注の2及び3の事項中「補助対象期間（国庫補助金交付要綱第19条(8)で定める期間）」を「補助対象期間（平成13年10月から平成14年9月までの期間）」に改める。

総企第28号様式中

「補助対象期間
（国庫補助金交付要綱第19条8で定める期間）
の損益状況」

「補助対象期間
の損益状況
（平成13年10月から平成14年9月までの期間）」

に改め、同様式末尾

欄外の注の2及び3の事項中「補助対象期間（国庫補助金交付要綱第19条(8)で定める期間）」を「補助対象期間（平成13年10月から平成14年9月までの期間）」に改める。

市町村補助金額	
第53条1の路線の場合 $\frac{A}{B} \times \frac{1}{2} = \frac{C}{D}$ 又は 第53条2の路線の場合 $\frac{A}{B} \times \frac{2}{3} = \frac{C}{D}$	補助申請額 $\frac{A}{B} - \frac{C}{D}$

総企第31号様式中

を

市町村補助金額	補助申請額
第53条1の路線の場合 $\frac{A}{B} \times \frac{1}{2} = \frac{C}{D}$ 又は 第53条2の路線の場合 $\frac{A}{B} \times \frac{2}{3} = \frac{C}{D}$	第53条1の路線の場合 $\frac{A}{B} \times \frac{1}{3} = \frac{C}{D}$ 又は 第53条1の路線で補助率 2分の1の場合及び第53 条2の路線の場合 $\frac{A}{B} - \frac{C}{D} = \frac{E}{F}$

に改め、同様式末尾欄

外の注の8の事項中「をいう。」を「をいい、当該補助プロジェクト内区間（系統キロ程 $\frac{A}{B}$ - 補助プロジェクト外乗入部分のキロ程 $\frac{C}{D}$ - 同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程 $\frac{E}{F}$ ）に係るキロ程を記載すること。」に改める。

市町村補助金額	補助金申請額
第64条第2項1の車両 $\frac{A}{B} \times \frac{1}{2} = \frac{C}{D}$ 又は 第64条第2項2の車両 $\frac{A}{B} \times \frac{2}{3} = \frac{C}{D}$	$\frac{A}{B} - \frac{C}{D}$

総企第32号様式中

を

市町村補助金額	補助金申請額
第64条第2項1の車両 $\frac{A}{B} \times \frac{1}{2} = \frac{C}{D}$ 又は 第64条第2項2の車両 $\frac{A}{B} \times \frac{2}{3} = \frac{C}{D}$	第64条第2項1の車両 $\frac{A}{B} \times \frac{1}{3} = \frac{C}{D}$ 又は 第64条第2項1の車両で 補助率2分の1の場合及 び第64条第2項2の車両 $\frac{A}{B} - \frac{C}{D} = \frac{E}{F}$

に改める。

北海道告示第1649号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年10月15日

興行の種類別	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀達也指定の理由
映画	義母の秘密 息子愛無	新日本映像	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
同	三十路色情飼育 - シ・た・た・リ -	同	
同	ロスト・ヴァージン やみつき援助交際	新東宝映画	
同	恋する男たち	オーピー映画	

北海道告示第1650号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料を登録の有効期間を更新した。

平成14年10月15日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道第2216号	炭酸カルシウム肥料	6.0苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	北海道農材工業株式会社	札幌市北区北7条西6丁目1番地	平成20.10.14

北海道告示第1651号

道営土地改良（津別中央地区国営附帯道営農地防災（整地、暗きよ、農地保全））事業の

土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成14年10月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1652号

北海道知事 堀 達 也

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月15日

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線 名 区 間

洞爺湖登別線

有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉後志森林管理署室蘭事務所415林班コ小班から有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉後志森林管理署室蘭事務所415林班又小班まで

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦覧場所

前 12.11mから18.58mまで 611.42m — 北海道室蘭土木現業所

後 12.11mから18.58mまで 611.42m —

後 16.42mから29.48mまで 603.15m —

別海厚岸線 厚岸郡浜中町新川東1丁目249番地先から厚岸郡浜中町仲の浜9番地先まで

北海道釧路土木現業所

前 14.12mから24.55mまで 132.10m —

後 24.01mから49.10mまで 132.10m —

北海道告示第1653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成14年10月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 札幌圏都市計画用途地域に係る事項

(1) 都市計画の種類 用途地域

(2) 都市計画を定める土地の区域

江別市緑町東1丁目、緑町東2丁目、緑町東3丁目、6条5丁目、6条8丁目、7条8丁目及び8条8丁目の全部並びに大麻、大麻西町、大麻扇町、大麻沢町、大麻宮町、大麻中町、大麻元町、大麻東町、大麻高町、大麻北町、大麻栄町、大麻南樹町、大麻新

町、大麻泉町、文京台、文京台東町、文京台緑町、元野幌、野幌美幸町、野幌住吉町、野幌末広町、野幌松並町、野幌屯田町、野幌寿町、野幌代々木町、野幌町、中央町、錦町、幸町、見晴台、元江別本町、向ヶ丘、高砂町、工業町、元江別、いずみ野、牧場町、元町、弥生町、若草町、一番町、対雁、緑町西1丁目、緑町西2丁目、緑町西3丁目、緑町東4丁目、王子、1条1丁目、1条2丁目、1条3丁目、2条5丁目、2条6丁目、5条7丁目、6条7丁目、7条6丁目、7条7丁目、8条7丁目、荻ヶ岡、西野幌、東野幌、大川通、野幌若葉町、東野幌本町、緑ヶ丘、野幌東町、あさひが丘、東野幌町、上江別、上江別西町、上江別東町、上江別南町、ゆめみ野南町、ゆめみ野東町、東光町、朝日町、あけぼの町、江別太、豊幌、豊幌花園町、豊幌美咲町及び豊幌はみんぐ町の各一部

北広島市新富町東2丁目、大曲幸町2丁目、大曲並木1丁目、大曲並木2丁目、大曲中央1丁目、大曲中央2丁目、大曲工業団地5丁目、大曲工業団地6丁目、大曲工業団地7丁目及び大曲工業団地8丁目の全部並びに青葉町3丁目、青葉町4丁目、広葉町3

第1408号 報 道 公 報

北 海 道

丁目、松葉町2丁目、泉町1丁目、泉町2丁目、泉町3丁目、白樺町1丁目、白樺町2丁目、山手町4丁目、山手町6丁目、山手町8丁目、緑陽町2丁目、緑陽町3丁目、高台町3丁目、里見町3丁目、里見町4丁目、美咲き野2丁目、東共栄1丁目、東共栄2丁目、東共栄3丁目、共栄町1丁目、共栄町2丁目、共栄町3丁目、共栄町4丁目、共栄町5丁目、朝日町5丁目、朝日町6丁目、稲穂町東8丁目、稲穂町東9丁目、稲穂町東10丁目、稲穂町東11丁目、稲穂町東12丁目、稲穂町西5丁目、稲穂町西7丁目、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、中央6丁目、新富町東1丁目、新富町西1丁目、新富町西2丁目、新富町西3丁目、新富町西4丁目、美沢1丁目、美沢2丁目、美沢3丁目、北の里、共栄、中の沢、富ヶ岡、西の里、西の里北1丁目、西の里北2丁目、西の里北3丁目、西の里東1丁目、西の里東4丁目、大曲、大曲光1丁目、大曲光2丁目、大曲光3丁目、大曲緑ヶ丘1丁目、大曲緑ヶ丘2丁目、大曲緑ヶ丘3丁目、大曲緑ヶ丘5丁目、大曲緑ヶ丘7丁目、大曲末広1丁目、大曲末広2丁目、大曲末広3丁目、大曲末広4丁目、大曲末広5丁目、大曲幸町1丁目、大曲並木3丁目、大曲中央3丁目、大曲南ヶ丘1丁目、大曲南ヶ丘2丁目、大曲南ヶ丘3丁目、大曲南ヶ丘4丁目、大曲南ヶ丘5丁目、大曲柏葉1丁目、大曲柏葉2丁目、大曲柏葉3丁目、大曲柏葉4丁目、大曲柏葉5丁目、大曲工業団地1丁目、大曲工業団地2丁目、大曲工業団地3丁目、希望ヶ丘1丁目、希望ヶ丘2丁目、希望ヶ丘3丁目、輪厚元町1丁目、輪厚元町2丁目、輪厚中央1丁目、輪厚中央4丁目、輪厚中央5丁目及び輪厚の各一部

石狩市花畔1条2丁目及び新港東1丁目の全部並びに横町、親船町、弁天町、新町、仲町、本町、浜町、花川北1条1丁目、花川北1条2丁目、花川北1条3丁目、花川北1条4丁目、花川北1条5丁目、花川北1条6丁目、花川北2条2丁目、花川北2条3丁目、花川北2条4丁目、花川北2条5丁目、花川北3条3丁目、花川北4条2丁目、花川北4条3丁目、花川北5条1丁目、花川北6条1丁目、花川北6条2丁目、花川北6条3丁目、花川北6条5丁目、花川北7条1丁目、花川北7条2丁目、花川北7条3丁目、花川南1条1丁目、花川南1条2丁目、花川南1条3丁目、花川南1条4丁目、花川南1条5丁目、花川南1条6丁目、花川南2条1丁目、花川南2条2丁目、花川南2条3丁目、花川南2条4丁目、花川南2条5丁目、花川南3条2丁目、花川南3条3丁目、花川南4条1丁目、花川南4条2丁目、花川南4条3丁目、花川南5条1丁目、花川南5条2丁目、花川南5条3丁目、花川南6条1丁目、花川南6条2丁目、花川南7条4丁目、花川南7条1丁目、花川南7条2丁目、花川南7条3丁目、花川南7条4丁目、花川南8条1丁目、花川南8条2丁目、花川南8条3丁目、花川南8条4丁目、花川南8条5丁目、花川南9条1丁目、花川南9条2丁目、花川南9条3丁目、花川南9条4丁目、花川南9条5丁目、緑苑台東3条1丁目、緑苑台東3条2丁目、緑苑台東3条3丁目、緑苑台中央1丁目、緑苑台中央2丁目、花畔、花畔1条1丁目、花畔2条

1丁目、花畔3条1丁目、花畔4条1丁目、花川東、樽川、樽川5条1丁目、樽川6条1丁目、樽川7条1丁目、樽川9条1丁目、八幡1丁目、八幡2丁目、八幡4丁目、北生振、親船東1条2丁目、親船東2条2丁目、船場町、新港東2丁目、新港東3丁目、新港東4丁目、新港南1丁目、新港南2丁目、新港南3丁目、新港西1丁目、新港西2丁目、新港西3丁目、新港中央1丁目、新港中央4丁目及び志美の各一部

小樽市銭函4丁目及び銭函5丁目の各一部

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、江別市企画部都市計画課、北広島市企画部都市計画課、石狩市建設部都市計画課及びい樽市建築部都市計画課

2 室蘭圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・114号	山下長和通	伊達市山下町	伊達市長和町	伊達市館山下町

幹線街路	3・4・121号	長和農社通	伊達市長和町	伊達市長和町	伊達市長和町
------	----------	-------	--------	--------	--------

幹線街路	3・4・311号	柏木通	登別市柏木町1丁目	登別市常盤町5丁目	登別市柏木町2丁目
------	----------	-----	-----------	-----------	-----------

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、登別市建設部都市計画課及び伊達市企画財政部企画課

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年10月15日

北海道知事 堀 達 也

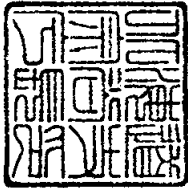
北海道社会貢献賞

市(区)町村名	氏 名	又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
北 広 島 市	西 和 則	納 税 功 労	
乙 部 町	福 山 誠	同	
島 牧 村	高 島 薫	同	
ク 張 市	船 越 宗 一	同	

平成十四年十月十五日

北 海 道 公 報

[illegible]

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道宗谷支庁長印	北海道宗谷支庁	一般書用		方25ミリメートル	平成14.10.16

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法	法
北海道宗谷支庁長印	北海道宗谷支庁	一般文書用	方25ミリメートル	

北海道土地利用基本計画を平成14年10月4日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を公表する。
平成14年10月15日

北海道知事 堀 達也

北海道土地利用基本計画図に示された次の市町村に係る都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域について、次の図面のとおり変更した。

都市地域 網走市、白老町
農業地域 札幌市、石狩市、倶知安町、鷹栖町、女満別町、虻田町
森林地域 札幌市、札幌市、美幌市、千歳市、北広島市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、常呂町
自然公園地域 虻田町
（「次の図面」は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び関係支庁地域政策部振興課に備え置いて縦覧に供する。）

改 訂 告 示

北海道石狩支庁告示第17号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。
平成14年10月15日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫
1 住 所 札幌市白石区北郷9条9丁目2番8号
2 商号又は名称 国際信用
3 氏 名 刈馬 靖仁
4 登録番号 北海道知事(1)石第02364号
5 登録取消年月日 平成14年10月3日

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年10月15日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
微量生体試料分析システム 一式
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 納入期限 平成14年12月6日（金）
- 納入場所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 - 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
入札執行の場所及び日時
 - 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室
 - 入 札 日 時 平成14年10月29日（火）午前9時30分
 - 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - 開 札 日 時 (2)に同じ。

5	入 札 保 証 金	
	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
	6 入札説明書の交付に関する事項	
	(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
7	(2) 交 付 方 法	
	(1)の場所で交付する。	
8	郵便等による入札	
	郵便及び電報による入札は認めない。	
9	落札者の決定方法	
	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
10	要 約 書 作 成 の 要 否	
	要	
11	入札参加申込書の提出期限及び場所	
	入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。	
12	(1) 提 出 期 限	
	平成14年10月25日（金）	
13	(2) 提 出 場 所	
	北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課	
14	そ の 他	
	(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
15	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い	
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
16	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

調 達 規 則 第 16 条 第 1 項 第 1 号

北海道教育庁空知教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月15日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月あたりの単価）
パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年1月6日（月）
- (4) 納 入 場 所 北海道岩見沢西高等学校
- (5) 契 約 期 間 平成15年1月6日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

第1408号

北海道庁

北海道

北

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成14年10月15日から11月5日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎1階会議室（郵送による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課） (2) 入札日時 平成14年11月25日（月）午前10時 （郵送による場合は、平成14年11月22日までに必着のこと。） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 その他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
--	--

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等と課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117 (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止などが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 42 1 set B . Bid Tendering date and time : 10 : 00 A. M. November 25, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than November 22) C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 5-chome, 8-jo, Iwanizawa-City, Hokkaido, 068-8550, Japan Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117	
日本経済団体連合会 北海道経済団体連合会 日本海連合会 北海道漁業調整委員会告示第1号	

日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成14年10月15日

日本海連合海区漁業調整委員会会長 小 林 貞 作

日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

日本海連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年日本海連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第4条中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類」を「次に掲げる書類のいずれかであって請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されているものと並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 運転免許証
 - (2) 健康保険の被保険者証
 - (3) 旅券
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が認める書類
- 第5条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、開示を請求しようとする者は、開示請求書に併せて、前条各号に掲げる書類のうち複数のものの写し及び戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）を提出しなければならない。

第13条第2項、第18条第2項及び第20条第2項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

別記第2号様式中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「5から8まで」を「5から9まで」に、

5 本人等確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他（ ）
を		
5 請求者の本人確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他（ ）
に、		
6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) その他（ ）

「6 受理年月日」を「7 受理年月日」に、「7 担当事務局等」を「8 担当事務局等」に、「8 備考」を「9 備考」に改め、同様式注2中「の場合には、法定代理人に係る」を「又は死者の個人情報に係る請求の場合には、」に改める。

別記第4号様式の注3及び別記第7号様式注3中「が開示を受ける場合には、法定代理人に係る」を「による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、」に改める。

別記第9号様式中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「5から8まで」を「5から9まで」に、

5 本人等確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他（ ）
を		
5 請求者の本人確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他（ ）
に、		
6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) その他（ ）

「6 受理年月日」を「7 受理年月日」に、「7 担当事務局等」を「8 担当事務局等」に、「8 備考」を「9 備考」に改め、同様式注2中「の場合には、法定代理人に係る」を「又は死者の個人情報に係る請求の場合には、」に改める。

別記第13号様式中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「5から8まで」を「5から9まで」に、

5 本人等確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他（ ）
を		
5 請求者の本人確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他（ ）
に、		
6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ）	(2) その他（ ）

「6 受理年月日」を「7 受理年月日」に、「7 担当事務局等」を

「 8 担 当 事 務 局 等 」に、「 8 備 考 」を「 9 備 考 」に改め、同様式注 2 中「の場合には、法定代理人に係る」を「又は死者の個人情報に係る申出の場合には、」に改める。

別記第15号様式中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「 5 から 8 まで 」を「 5 から 9 まで 」に、

5 本人等確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他 ()
	(5) 法定代理人 ()	
	)	

5 請求者の本人確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他 ()
6 請求資格確認	(1) 法定代理人 ()	(2) その他 ()
	)	

「 6 受 理 年 月 日 」を「 7 受 理 年 月 日 」に、「 7 担 当 事 務 局 等 」を「 8 担 当 事 務 局 等 」に、「 8 備 考 」を「 9 備 考 」に改め、同様式注 2 中「の場合には、法定代理人に係る」を「又は死者の個人情報に係る再申出の場合には、」に改める。

附 則

- この規程は、平成14年10月15日から施行する。
- この規程の施行の際現にこの規程による改正前の委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

日本海連合海区漁業調整委員会告示第2号

北海道情報公開条例の施行に関する日本海連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成14年10月15日

日本海連合海区漁業調整委員会会長 小 林 貞 作

北海道情報公開条例の施行に関する日本海連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する日本海連合海区漁業調整委員会規程（平成10年3月31日公告）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（事業移送通知書）

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 (内線) 部 課) 電話
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をする
こととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をする
こととなります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式（第9条関係）

別紙

公文書の開示に係る意見照会書

公文書の開示決定に係る意見書

第 年 月 日

年 月 日

様

日本海連台海区漁業調整委員会会長

印

日本海連台海区漁業調整委員会会長 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日に次のとおり
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情
報公開条例第18条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「公文書
の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録さ れている に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をす る理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 (内線) FAX
5 備 考	

別記第10号様式（第9条関係）

公文書の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式 (第14条関係)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

日本海連合海区漁業調整委員会会長

印

日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、開示する情報	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

附 則

この規程は、平成14年10月15日から施行する。

平成十四年十月十五日

火曜日

平成十四年十月十五日

火曜日

八六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
プ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課